

# 新たな外国人材の受入れについて

---



平成31年3月  
法務省入国管理局

最新資料はこちら(法務省HP)を御覧ください。

新たな外国人材受入れ(在留資格「特定技能」の創設等)  
[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01\\_00127.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html)

## 【資料(目次)】

1 外国人材の受入れ体制	1
2 制度概要 ①在留資格について	2
3 制度概要 ②受入れ機関と登録支援機関について	3
4 新たな外国人材受入れ制度(外国人材用)	4
5 新たな外国人材受入れ制度(受入れ機関用)	5
6 特定技能における分野別の協議会について	7
7 新たな外国人材受入れ制度(登録支援機関用)	8
8 主な提出書類一覧	10
9 届出・報告一覧	12
10 在留資格「特定技能」の新設に係る特例措置	15
11 新たな外国人材受入れ制度(スケジュール)	16
12 参考資料	17

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

～外国人を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、  
日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現(126施策, 211億円)～

- ・暮らしやすい地域社会づくり  
多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)の整備等
- ・生活サービス環境の改善等  
医療・保険・福祉サービスの提供環境の整備等
- ・留学生の就職等の支援  
就職支援プログラム認定、介護人材確保の支援等

- ・外国人材の適正・円滑な受入れの推進  
に向けた取組

日本語能力判定テストの実施、海外における日本語教育基盤強化等

### 出入国管理及び難民認定法



短期滞在者  
(観光客等)



留学生等



日本人の配偶者等



(専門的・技術的分野)  
就労資格外国人

- ・政府基本方針
- ・分野別運用方針  
(14分野)



特定技能外国人

新設

### 技能実習法



技能実習生

- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

**特定産業分野**：介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関連産業，  
(14分野) 建設，造船・舶用工業，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食料品製造業，外食業

(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

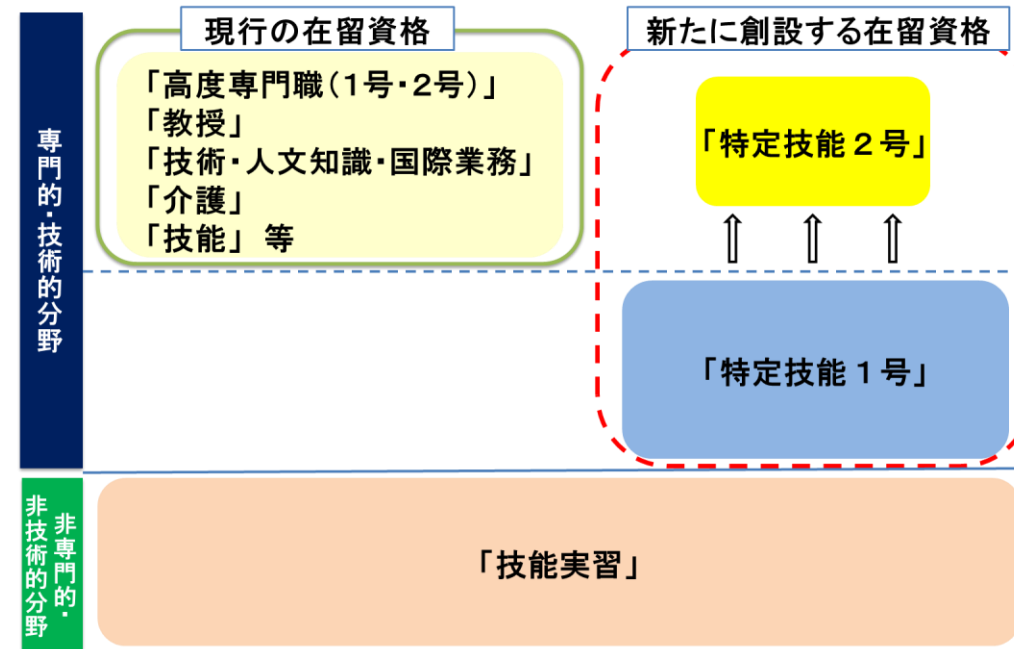
## 特定技能1号のポイント

- 在留期間：1年，6か月又は4か月ごとの更新，**通算で上限5年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

## 特定技能2号のポイント

- 在留期間：3年，1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- **家族の帯同**：要件を満たせば可能（配偶者，子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象外**

## 【就労が認められる在留資格の技能水準】



## 受入れ機関について

### 1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

### 2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ② 外国人への支援を適切に実施  
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。  
全部委託すれば1 ③も満たす。

③ 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

## 登録支援機関について

### 1 登録を受けるための基準

- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

### 2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
- ② 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。

